

直送済み

令和元年(ワ)第172号、同2年(ワ)第216号、同3年(ワ)第181号
違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外
被 告 金 井 豊 外

上 申 書

2023年4月19日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 渕 正 明



上記当事者間の標記事件について、原告らは現在、被告らに対し、別紙「当事者照会書」のとおり照会を行っておりますので、この旨上申します。

以 上

富山地方裁判所

令和元年(ワ)第172号、同2年(ワ)第216号、同3年(ワ)第181号

違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外

被 告 金 井 豊 外

当事者照会書

2023年4月19日

被告ら訴訟代理人

弁護士 神 田 光 信 先生

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 渕 正 明



上記当事者間の標記事件について、後記の必要がありますので、下記の照会事項につき2023(令和5)年5月22日を目処に書面でご回答願いたく、民事訴訟法第163条に基づき照会致します。

記

(照会事項)

本件で被告らは、本件原発が原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査に適合していることの確認が得られた場合に再稼働することとし、同審査に適切に対応しているので善管注意義務に違反することはない旨主張していますが、

1 (1) 補助参加人(北陸電力)が本件2号機につき原子力規制委員会に対し新規制基準への適合性確認に係る審査の申請を行った2014(平成26)年8月12日の時点(以下「申請時点」といいます。)において、被告らは、当該審査の結論はいつ頃の時期に出ると想定していましたか。

(2) その後、上記(1)の想定時期は変わりましたか。

変わったとして、いつの時点で、どう変わったのでしょうか。

2 (1) 申請時点において、被告らは、適合性確認審査の結論が出るまでに要する費用として、いかなる費目を、それぞれいくらと見込んでいましたか。

答弁書 24 頁にいう「安全対策費として 1 千億円台の後半」といった大雑把な見込みしか立てていなかったのでしょうか。

より詳細な見込額があったのであれば、その費目と金額を明らかにしてください。

(2) 上記(1)の見込みは、その後、変わっていませんか。

変わったとしたら、いつの時点で、どう変わったのでしょうか。

(3) 申請時点において、補助参加人（北陸電力）が「予定している」という「特定重大事故等対処施設の設置」（答弁書 24 頁）の費用は想定していましたか。

想定していたとしたら、どのような施設に、いくらの費用を要すると想定していたのですか。

3 (1) 申請時点において、被告らは、適合性確認審査の結論が出て本件原発を再稼働することができるようになるまでに、本件原発（とりあえずは本件 2 号機）を維持するのに要する費用をいくらと見込んでいましたか。

その見込額と算定根拠を明らかにしてください。

(2) 上記(1)の見込額は、その後、変わっていませんか。

変わったとして、いつの時点で、どう変わったのか、算定根拠を示して明らかにしてください。

4 (1) 申請時点においては、本件 1 号機については新規制基準への適合性確認に係る審査の申請を行うか否か決まっていなかったのでしょうか。

(2) 現時点では決まっていますか。

(照会の必要性)

上記照会事項は、原発再稼働（適合性確認審査申請）を被告らが決断するにあたり、再稼働可能時期をいつ頃とみていたのか、再稼働実現までにどのような費目でいくらの金額の経費を見込んでいたのか、そうした想定・見込みをいかなる根拠資料に基づいて立てたのか、さらには、当初の申請時点での想定・見込みが後日変更されることはなかったか等々、本件原発再稼働に向けた被告らによる判断の過程とその根拠資料を尋ねるものです。

これらの照会事項はいずれも、本件原発が原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査に適合していることの確認が得られた場合に再稼働するという被告ら主張の判断がはたして善管注意義務を尽くした適切な経営判断といえるか否かを本件訴訟で審理判断する上で、必須不可欠の基礎的な事項だといえます。また、被告らは、当然のことながら、こうした事項を十分に掌握しており、その検討を経て本件原発再稼働を決断し、現在もその決断を維持しているはずであって、容易に回答することができ、「回答するために不相当な費用又は時間を要する」とは考えられません。

なお、裁判所は、会社法360条3項にいう「回復することができない損害」とは補助参加人（北陸電力）が全資産をもってしても賠償しきれないような状態がそれにあたり、本件原発に重大事故が発生するおそれがある場合をいう、との見解を示し、被告らは裁判所のこの見解を支持していますが、裁判所自身がこれを確定的な見解とはせず、見直しの余地を残しており、原告らは、この見解の不合理性を明らかにして裁判所に見直しを求めるべく、その準備を進めているところです。

そこで、本件訴訟では、重大事故が発生するおそれがある場合に限らず、補助参加人（北陸電力）が本件原発の再稼働に拘泥しないで原発事業から撤退すれば支出することを要しない極めて多額の費用が「回復することができない損害」に該当する可能性があります。前記照会事項は、その損害の金額を見積もるための基礎的な資料であり、ひいては被告らの善管注意義務違反の存否を認定判断するのに必要不可欠な資料となるはずのものです。

よって、原告らは、被告らに対し前記事項について照会する次第です。

追って、本当事者照会をしていることは上申書により裁判所に連絡しますので、この旨お伝えしておきます。

以上